

久留米市における景観形成基準

◆ 建築物・工作物の行為の景観形成基準

- 建築物・工作物の行為の景観形成基準は、地域区分毎に定めています
- 行為地の地域区分は「届出の手引き(手続き編)P.3～5」、届出対象となる建築物・工作物は「届出の手引き(手続き編)P.6」にてご確認ください
- 各基準の解説は「届出の手引き(基準編)」をご確認ください(赤字で解説ページを記載)

【1. 自然・田園部（耳納連山山辺地域、東部田園地域、西部田園地域）】

		自然・田園部		
地域区分		<input type="checkbox"/> 耳納連山山辺地域	<input type="checkbox"/> 東部田園地域	<input type="checkbox"/> 西部田園地域
建築物・工作物の行為の景観形成基準	位置(配置)	<input type="checkbox"/> 道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。 解説 P.5 <input type="checkbox"/> 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。 解説 P.6 — <input type="checkbox"/> 筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるよう に筑後川の河川区域から後退するよう配慮すること。 解説 P.7 <input type="checkbox"/> 筑後川堤防道路から耳納連山の連続する眺望を阻害しない建築物・工作物等の 位置に努めること。 解説 P.8 —		
	高さ	<input type="checkbox"/> 低層のまちなみから突出した高さとならないよう配慮すること。 解説 P.10 <input type="checkbox"/> 筑後川堤防から筑後川と耳納連山が一体となった眺望を阻害しない高さに努め ること。 解説 P.10～13 <input type="checkbox"/> JR 久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。 解説 P.10～13 <input type="checkbox"/> 耳納連山の標高 100 m 以上の範囲について は、風力発電施設の高さは 15 m 以下とする。 ※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上 支障がないと認める場合においては、この限 りでない。 解説 P.14 — —		
	形態・意匠	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないよう努めること。 解説 P.15 <input type="checkbox"/> 屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一体的なデザインとするなどにより、統一感のあるスカイ ラインの創出に配慮すること。 解説 P.15 <input type="checkbox"/> 長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならない よう配慮すること。 解説 P.15～16		
	色彩	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合に は、統一感のある配色になるよう努めること。 解説 P.20 <input type="checkbox"/> 明度は、周辺のまちなみや自然との調和に配慮すること。 解説 P.20 <input type="checkbox"/> マンセル値により R 系（赤系）、YR 系（黄赤系）、Y 系（黄系）は彩度 4 を、GY 系（黄緑系）、G 系（緑系）、BG 系（青緑系）、B 系（青系）、PB 系（青紫系）、P 系（紫系）、RP 系（赤紫系）は彩度 2 を超える色彩を使用しな いこと。 解説 P.20 ※外壁各面の 20 % 程度は、この限りでない。ただし、周辺との調和に配慮すること。 ※周辺との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の素材の色については、この限りでない。 ※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。 <input type="checkbox"/> 耳納連山の標高 100 m 以上の範囲について は、風力発電施設の色彩は周囲の景観と調和 したものとする。 解説 P.32 — —		
	屋外設備等	<input type="checkbox"/> 屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること。 解説 P.34 <input type="checkbox"/> 受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮すること。や むを得ず露出する場合は、建築物全体との調和に配慮すること。 解説 P.34		
	緑化・外構	<input type="checkbox"/> 敷地周囲は、生垣等の緑化に配慮すること。 解説 P.35 <input type="checkbox"/> 筑後川や耳納連山、田園などの眺望に配慮して緑化による修景に配慮すること。 解説 P.35		
	夜間照明	<input type="checkbox"/> ライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること。 解説 P.39		

久留米市における景観形成基準

【2. 市街地部（中心市街地地域、周辺市街地地域）】

		市街地部	
地域区分		□ 中心市街地地域	□ 周辺市街地地域
建築物・工作物の行為の景観形成基準	位置(配置)	<p>□道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。解説 P.5</p> <p>□景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。解説 P.6</p> <p>□壁面後退などによりオープンスペースを確保し、魅力ある歩行空間の創出に配慮すること。</p> <p>また、高層部は、隣接する建築物との壁面の位置を合わせるよう配慮すること。解説 P.9</p>	
	高さ	<p>—</p> <p>□田主丸地域については、JR 久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。解説 P.10</p>	
	形態・意匠	<p>□周辺のまちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないよう努めること。解説 P.15</p> <p>□屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一緒にしたデザインとするなどにより、統一感のあるスカイラインの創出に配慮すること。解説 P.15</p> <p>□長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。解説 P.15～16</p> <p>□建築物等のファサード（建築物の正面の外観）は、周辺との調和を図るなど連続性のある景観の創出に配慮すること。解説 P.17</p> <p>□商業系施設の低層部は、ショーウィンドーやカフェテラス、ギャラリー等により賑わいを演出し、歩行者に楽しさや快適さを与えるよう配慮すること。解説 P.17～18</p> <p>□商業系施設のシャッターは、透過性のあるものとし、閉店後のまちなみにも配慮すること。解説 P.17～19</p> <p>□敷地内のオープンスペースが魅力的に利用されるよう、低層部と外構のデザインに配慮すること。解説 P.17～19</p>	
	色彩	<p>□周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色になるよう努めること。解説 P.20</p> <p>□明度は、周辺のまちなみや自然との調和に配慮すること。解説 P.20</p> <p>□マンセル値により R 系（赤系）は彩度 6 を、YR 系（黄赤系）、Y 系（黄系）は彩度 4 を、GY 系（黄緑系）、G 系（緑系）、BG 系（青緑系）、B 系（青系）、PB 系（青紫系）、P 系（紫系）、RP 系（赤紫系）は彩度 2 を超える色彩を使用しないこと。解説 P.20</p> <p>※外壁各面の 20 %程度は、この限りでない。ただし、中心市街地地域及び中心市街地地域に隣接する都市計画の商業地域においては、外壁各面の 40 %程度は、この限りでない。ただし、周辺との調和に配慮すること。</p> <p>※周辺との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の素材の色については、この限りでない。</p> <p>※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。</p> <p>□低層部はアクセント色の工夫により賑わいの創出に配慮すること。解説 P.33</p>	
	屋外設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること。解説 P.34</p> <p>□受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮すること。やむを得ず露出する場合は、建築物全体との調和に配慮すること。解説 P.34</p>	
	緑化・外構	<p>□敷地周囲は、生垣等の緑化に配慮すること。解説 P.35</p> <p>□オープンスペースでの緑化に配慮すること。解説 P.36</p> <p>□駐車場を設置する場合は、周囲の緑化に配慮すること。解説 P.36</p> <p>□柵や柵は、できる限り開放性のあるものとし、閉鎖的にならないよう配慮すること。解説 P.36</p>	
	夜間照明	<p>□歩行空間を演出する照明施設やショーウィンドー等により、魅力ある夜間景観の創出に配慮すること。解説 P.40</p> <p>□夜間広告は、間接照明等を用いて品格ある夜間の演出に配慮すること。解説 P.40</p>	

～13

久留米市における景観形成基準

【3. 重点地区（京町周辺景観重点地区）】

		景観重点地区
地域区分		□ 京町周辺景観重点地区
建築物・工作物の行為の景観形成基準	位置	<input type="checkbox"/> 道路等の公共空間にゆとりを感じさせるように建築物・工作物の位置に配慮すること 解説 P.42 <input type="checkbox"/> 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。 解説 P.42 <input type="checkbox"/> 筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域から後退するよう配慮すること。 解説 P.42
	高さ	<input type="checkbox"/> 中低層のまちなみから突出した印象を与えない高さに努めること 解説 P.42
	形態・意匠	<input type="checkbox"/> 歴史的な建造物等との調和に配慮したデザインとするよう努めること 解説 P.43 <input type="checkbox"/> 長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること 解説 P.43
	色彩	<input type="checkbox"/> 歴史的な建造物や自然との調和に配慮し、外観の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には統一感のある配色になるよう努めること 解説 P.43 <input type="checkbox"/> 明度は歴史的な建造物や自然との調和に配慮すること 解説 P.43 <input type="checkbox"/> マンセル値により R、Y R、Y 系は彩度 3 を、G Y、G、B G、B、P B、P、R P 系は彩度 1 を超える色彩を使用しないこと 解説 P.43 ※外壁各面の 10 %程度はこの限りでない。ただし、周辺との調和に配慮すること ※周辺との調和に配慮した自然素材や伝統的工法の素材の色についてはこの限りでない ※景観審議会の意見を聞き、市長が景観形成上支障がないと認める場合においてはこの限りでない
	屋外設備等	<input type="checkbox"/> 屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること 解説 P.44 <input type="checkbox"/> 受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えないよう配慮すること 解説 P.44
	緑化・外構	<input type="checkbox"/> 塀、垣、柵等を設ける場合は、歴史的な建造物や自然との調和に配慮した生垣、板塀、土塀等の設置に努めること。ただし、やむを得ず道路等の公共空間に面してブロック塀を設ける場合は、高さや意匠などの修景に工夫するよう努めること 解説 P.44 <input type="checkbox"/> 工場等は、道路等の公共空間からの眺望に配慮し、緑化による修景に配慮すること 解説 P.44
	夜間照明	<input type="checkbox"/> ライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること 解説 P.45
	屋外広告物	<input type="checkbox"/> 広告物を掲出する場合は、奇抜な形状を避け、歴史的な建造物等と調和したデザインや低彩度の色彩となるよう努めること 解説 P.45 <input type="checkbox"/> 窓面利用の広告物・広告幕の掲出は避けるよう努めること 解説 P.45 <input type="checkbox"/> 点滅する光源、サーチライト等の強い光を発するものは避けるよう努めること 解説 P.45

久留米市における景観形成基準

◆ 開発行為（都市計画法第4条第12項）の景観形成基準

- 長大な法面または擁壁が生じないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のような配慮をすること

<法面>

- 出来るだけ周囲と調和する構造及び形態とし、出来る限り緩やかな勾配で長大とならないよう配慮し、またラウンディングを行うなどして圧迫感を軽減させるよう配慮すること。また、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するように配慮すること [解説 P.46](#)

<擁壁>

- 構造、形態、意匠及び素材等の工夫により圧迫感を軽減するよう配慮し、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するよう配慮すること [解説 P.46](#)

- 届出対象：開発区域面積 1, 000 m²以上（市街化区域の場合）

開発区域面積 3, 000 m²以上（その他の区域の場合）

◆ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更の景観形成基準

- 敷地周辺の緑化により、周囲からの遮蔽に配慮すること [解説 P.48](#)

- 長大な法面または、擁壁が生じないよう配慮すること [解説 P.48](#)

- 行為終了後は、周辺の植生と調和した緑化に配慮すること [解説 P.48](#)

- 届出対象：区域面積 1, 000 m²以上（市街化区域の場合）

区域面積 3, 000 m²以上（市街化区域以外の場合）

ただし、自然公園法の許可・届出対象を除く

◆ 夜間において公衆の観覧に供するため、一定期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明の景観形成基準

- 自然・田園部でライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること [解説 P.39](#)

- 周辺市街地地域でライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること [解説 P.41](#)

- 中心市街地地域でライトアップ等を行う場合は、歩行空間を演出する照明施設等により魅力ある夜間景観の創出に配慮すること [解説 P.40](#)

- 届出対象：届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明